

国際 VHF 無線機を開局される皆様へ！

スタンダードホライゾン（国際 VHF 無線機）総務省認可「**技術基準適合品**」をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。

国際 VHF 無線は、“海上における船舶の航行のための共通通信システム”です。

<本機をお使いになるには下記の資格と許可が必要です。>

無線従事者免許証（無線設備を操作するための資格）が必要です。

携帯型 5W 機は、第三級海上特殊無線技士資格以上。 固定型 25W 機は、第二級海上特殊無線技士資格以上。

* 資格取得： 国家試験を受験する、 従事者資格養成課程講習の受講と試験を行う 2 通りがあります。

参考（財）日本無線協会のホームページ（<http://www.nichimu.or.jp/>）

Y'S GEAR ホームページ（<http://www.ysgear.co.jp/marine/transceiver/>）

無線局免許状（無線局「特定船舶局」を開設し運用するための許可）が必要で、船舶 1 隻ごとに 1 つの免許となります。

国際 VHF 無線機は、総務省認可「技術基準適合品」であること。

* 無線局申請：船舶の主たる停泊港を管轄しています「総務省地方総合通信局長宛」に必要な書類に記入し（本製品に同梱）申請します。

* 電波利用料：総合通信局より 1 年毎に納付書が郵送されますので定められた電波利用料を支払います。

* 有効期限：5 年間の有効期間と定期検査（定期検査が必要な年度に総合通信局等から通知書が送付されますので受験します。）

無線設備の種類等により検査の周期が異なりますので、詳しくは総合通信局へお問い合わせください。

参考 総務省総合通信局免許申請手続きのホームページ（<http://www.tele.soumu.go.jp/>）

Y'S GEAR ホームページ（<http://www.ysgear.co.jp/marine/transceiver/>）

< 不法開設又は不法運用に対する罰則！！ >

法令厳守！！ 国際VHF無線機は、マナーを守って正しく使いましょう。

国際VHFは“海上における船舶の航行ための共通通信システム”です。

海上（海上につながる河川や湖含み）を安全に航行するための大切な通信が含まれ、船舶の遭難通信など重要な通信も行うものです。

陸上（市街地、山岳、上空等）でも電波を発射されれば飛んでしまいます。したがって絶対に違反をしないでください！！

* 電波法第110条（抜粋・文中省略）

免許を受けずに無線局を開設し、又は運用した者は、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**に処せられます。

その他、電波法に違反した者に対して、厳しく処罰されることになっています。

参考< 目的外使用の禁止等 > 無線従事者の従事に対する資格者による運用

「無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。このような通信を【目的外通信】といいます。」

* 電波法第52条、施工37条（文中抜粋）

国際VHFは船舶が重大かつ急迫の危険に陥った場合（遭難通信）、又は陥る恐れがある場合（緊急通信）、危険を予防するため（安全通信）、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（非常通信）、有線通信を利用することができない、又は著しく困難であるときに「人命救助、災害救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために」行われる無線通信です。

その他総務省 省令で定める通信。

< 無資格操作等に対する罰則！！ >

* 電波法第113条（抜粋、文中省略）

「無線従事者の資格のない者が、（以下省略）無線局の無線設備の操作を行った者は、**30万円以下の罰金**に処する。」と定めています。

* 電波法第114条（抜粋、文中省略）

無線従事者が違反行為を行ったときは従事者に対して罰せられますが、**無線局の免許人等も同様に罰金刑**が科せられます。